

## 柳井地区広域消防組合Net119緊急通報システム利用規約

柳井地区広域消防組合（以下「当消防組合」という。）が提供する緊急通報システム（以下「Net119」という。）を利用される前に、当規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限り、ご利用ください。

### 1 利用条件

- (1) 利用対象者は、聴覚・言語機能の障がいなどで音声による119番通報が困難な方や慢性呼吸器疾患の症状発症時に会話困難になる方などで、当消防組合が管轄する地域（柳井市、周防大島町、上関町、平生町）に在住、在勤又は在学している方です。音声による通報が可能な方は音声による119番通報をご利用ください。
- (2) Net119の利用には、事前に利用者登録が必要です。
- (3) 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない古い機種種の携帯電話等では、Net119が利用できない場合があります。
- (4) 利用に当たっては、GPS機能を搭載し、インターネットに接続が可能な携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などが必要となります。  
**【重要】** スマートフォン、タブレットのOSがAndroidは5.0以降、iOSは9.0以降、携帯電話はSHA-2証明書、cookieに対応していなければご利用できません。
- (5) 救急隊や消防隊が向かうべき場所が特定できないと対応が難しい場合がありますので、通報時はGPS機能をONに設定してください。  
**【重要】** 通報が必要な緊急時には、GPS機能の設定を変更することが困難な場合があるため、常にONにしておくことをお勧めします。
- (6) 迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、「net119.speecan.jp」及び「yanai119.jp」ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。
- (7) 機種により設定方法が異なりますので、設定方法について不明な場合は、ご利用の端末の取扱説明書や販売店などで確認をお願いします。
- (8) 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。
- (9) 緊急時以外の問い合わせには使用できません。

### 2 利用者登録

- (1) 複数の携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等をご利用の場合は、1台ごとに登録が必要になります。
- (2) 利用登録に当たっては、当消防組合や通報のあった場所を管轄する消防本

部（以下「管轄消防本部」という。）などが迅速に対応するための情報として、次の情報の登録が必要になります。

- ア 氏名（フリガナ）
  - イ 生年月日
  - ウ 性別
  - エ 住所
  - オ メールアドレス
  - カ 本人確認書類（運転免許証、身体障害者手帳など）
- (3) 通報時に体調不良などの理由により詳細な通報場所などを伝えることができなかった場合に、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、次の情報を登録することができます。いざという時に、連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをおすすめします。

- ア 電話番号
- イ F A X 番号
- ウ よく行く場所
- エ 緊急連絡先氏名（フリガナ）
- オ 緊急連絡先続柄
- カ 緊急連絡先電話番号、F A X 番号又はメールアドレス

- (4) 通報時に何らかの理由で当消防組合や管轄消防本部から利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問い合わせを行う場合があります。ご家族などの問い合わせにご対応いただける方を登録してください。

**【重要】** 緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。

- (5) 以下の事由が発生した場合には、速やかに登録情報の変更、又は利用中止の手続きを行ってください。

- ア 転居やメールアドレスの変更等、既登録情報に変更があった場合
- イ 端末の機種変更を行った場合
- ウ 利用を中止したい場合
- エ 1（1）に規定する利用対象者でなくなった場合

- (6) 登録申請後に当消防組合が登録内容を承認後、登録完了となり、登録完了のメールが届きます。申請後から登録完了まで数日かかる場合があります。

### 3 個人情報の取り扱い

- (1) 登録された個人情報につきましては、N e t 1 1 9 を利用した緊急通報に係る業務の目的以外には使用しません。
- (2) 当消防組合の管轄外からの通報が行われた場合、管轄消防本部へ通報を転送します。その際、登録いただいた利用者情報も含めて管轄消防本部へ転送することがあります。

- (3) 当消防組合から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、当消防組合までご連絡ください。なお、利用停止手続の際に、登録者様ご自身の個人情報の削除を別途請求した場合であっても、請求から削除までに一定期間を要します。
- (5) 利用停止等に伴う登録抹消の後においても、通報記録に残される登録者情報及び通報内容並びに通信履歴は、N e t 1 1 9 の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- (6) N e t 1 1 9 の運用者に変更がある場合には、変更後の事業者には事前登録情報の引き継ぎを行い、従前の事業者からは消去します。

#### 4 通報時における注意点

- (1) 通報を行う際には、初めに「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。
- (2) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が当消防組合に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS測位による現在地情報が当消防組合に送られます。

G P S測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- (3) 現在位置の入力が完了すると、当消防組合との間でチャットが開始されますので、詳しい状況を入力してください。
- (4) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- (5) チャットが途中で切断された場合や、通報完了後に当消防組合から登録されたメールアドレス宛に呼び返しを行う場合があります。ブラウザを閉じずに待つか、メールが受信できる状態にしてください。
- (6) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。
- (7) 通報の操作が困難な場合は代理通報の機能を活用してください。「火事」「救急」の選択画面から「他の人に音声通話をお願いする」を選択し、続いて「音声読み上げ」を選択すると代理通報を依頼するメッセージが読み上げられますので、近くにいる人に緊急通報を依頼してください。

#### 5 利用料金

N e t 1 1 9 は無料でご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

#### 6 サービスが利用できない場合

- (1) N e t 1 1 9 は日本国内でのみご利用いただけます。
- (2) インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の

工事、メンテナンス及び混雑、通信電波状況により使用できない場合があります。

- (3) システムのメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしておいてください。

## 7 その他

- (1) 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができます。「練習通報」で実際に通報されることはありませんので、ご心配なくご利用ください。
- (2) 利用する携帯電話・スマートフォンは、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (3) 明らかにいたずら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。
- (4) 登録されたメールアドレスが利用可能かどうかを確認するため、定期的にメールを送信させていただくことがあります。長期間にわたり応答がない場合には利用の停止又は登録の取消しが行われることがあります。

## 8 問い合わせ先

柳井地区広域消防本部

電話番号：0820-22-0040

F A X：0820-22-7847

メールアドレス：shirei@yanai119.jp